

当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題の 報告書に対する第三者機関による検証について

当社俣野川水力発電所(鳥取県江府町, 昭和61年10月運用開始)土用ダム(岡山県新庄村)の測定値の改ざん問題については, 国土交通省中国地方整備局からの再報告徴収および経済産業省原子力安全・保安院からの追加報告徴収の指示に基づき, 緊急対策本部(本部長:副社長 福田昌則)が取りまとめた報告書を, 11月24日に提出し, 現在審査を受けているところです。

この度, 報告書に記載した事実関係に関する部分について, 以下のとおり, 第三者機関による検証を受けることにしました。

当社は, 11月24日の報告書提出以降, 下関発電所における公害防止協定違反もあり, 社会からの要請として, 土用ダム問題の報告内容についても, さらに客観性を高めることが求められていると判断しました。

これまで当社では, できる限りの調査を行うとともに, 専門知識を有した第三者である弁護士, 学識経験者の協力を得て客観性・透明性を高めてまいりました。これらに加え, これまでの調査に関与していない第三者の視点から検証・評価を自主的に受けることにより, 報告書の内容を確認してまいります。

○ 検証機関

田中綜合法律事務所(東京都港区赤坂 田中利彦弁護士ほか)

○ 検証終了時期

12月下旬目途

以上

関連リンク

- [当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題の追加・再報告について\(11月24日 報道資料\)](#)
- [当社俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題に関する調査報告について\(11月10日 報道資料\)](#)
- [当社俣野川発電所土用ダムに関するデータの報告について\(10月31日 報道資料\)](#)